

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

福井国民年金 事案 191

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

ねんきん特別便の年金記録をみたところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

私は、申立期間の直前に勤務していた事業所を退職した後、自分でA市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。

私は、将来の年金は大切なものと認識していたので、申立期間当時、納付が可能であった国民年金保険料を納付しないはずはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金と厚生年金の切替手続をほぼ適切に行っていた状況が見受けられ、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月13日に払い出され、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和48年1月28日）にさかのぼって資格取得しているが、当該手続時点において、申立期間の保険料は現年度分保険料として納付することが可能であったと考えられる。

加えて、申立人は、年金は大切なものと考え国民年金の加入手続を自ら行ったと主張しており、納付意識の高い申立人が短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 192

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月まで

納付したはずの私の申立期間に係る国民年金保険料について未納の通知書が届いたため、私の妻が町役場に出向き、窓口の職員に私の国民年金手帳を提示し、確認を行った。

現在は、当時の国民年金手帳を所持していないが、それ以降、催促されることもなかったため、当然、納付済みのもと思っていた。

実母が健在の間は実母が、実母が亡くなってからは私が未納の無いように国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿（紙台帳）をみると、昭和 36 年 4 月から 44 年 6 月までの保険料は納付済と記録されており、さかのぼって行われた 42 年 4 月 1 日の国民年金被保険者の資格喪失の手續に伴い、42 年 4 月から 44 年 6 月までの保険料が還付処理されていることが確認できる。

しかし、還付処理された当該期間に係る保険料の完納又は納付済みの記録は、還付処理に係る記録と重複して表記されていることが確認でき、当該名簿が昭和 49 年ころに書き換えられたものであると考えられることから、オンライン記録及び A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿では申立期間が未加入期間となっているものの、申立人の 42 年 4 月 1 日の国民年金被保険者の資格喪失の手續は、49 年以降において、さかのぼって手續さ

れたものと考えられる。これらを総合的に判断すると、申立人は、36年4月から継続して国民年金の強制被保険者の資格を有しており、申立期間の保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

また、申立人に係る特殊台帳をみると、申立人の氏名が相違しており、その後、申立人の氏名は、訂正されているものの訂正年月日の記載が無く、昭和42年4月から44年6月までの保険料の還付記録についても還付の手続を行った日付が記載されていないなど、申立人の国民年金被保険者資格記録の管理が適正に行われていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 9 月 25 日に A 社会保険事務所（当時）に厚生年金保険第四種被保険者の手続を行ったが、資格取得申出の却下通知書が届き加入することができなかつたので、町役場において国民健康保険の加入手続に併せ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶がある。

現在持っている年金手帳は、2 冊あつた手帳を A 社会保険事務所で 1 冊にする旨説明を受けて 1 冊を返納したので 1 冊しか所持していない。

私は、国民年金保険料を納付していたのに納付記録が全く無い上、国民年金の加入期間が未加入扱いになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者の資格喪失後に町役場において、国民健康保険と併せ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持している年金手帳をみると、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得していることが記載されているほか、国民年金手帳記号番号払出簿からみて、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 11 月ごろに払い出されたものと推測できることから、当該手続時点において、申立期間のうち、同年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、現年度納付することは可能であつたと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳に記載してある国民年金手帳記号番号について、市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及びオ

オンライン記録をみると、当該手帳記号番号に係る記録が確認できない上、申立人に対して同手帳記号番号を取り消した処理もうかがえないことから、行政機関の記録の管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人の国民健康保険被保険者の資格取得日（昭和 54 年 5 月 12 日）と国民年金被保険者の資格取得日（昭和 61 年 4 月 1 日）は 6 年以上掛け離れており、申立期間と相違する上、申立人の国民年金被保険者の資格取得日からみて、当該期間は国民年金保険料を納付することができない未加入期間であったと考えられる。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する記録が見当たらない上、前述のほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月まで

私は、現在も国民年金に加入しており国民年金保険料を全期間について納めてきたところ、自宅に届いたねんきん特別便によって 8 か月の未納期間があることを初めて知った。

私の国民年金の加入手続は実父が A 市役所 B 出張所で行い、加入手続後から私が婚姻するまでの期間の国民年金保険料を納めてくれていた。

婚姻後は、私共夫婦分を未納の無いように納めてきたので、申立期間が未納になっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、厚生年金と国民年金の切替手続を適切に行うとともに、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているほか、申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から厚生年金保険の被保険者資格を取得した 52 年 8 月まで及び任意加入した 57 年 1 月から満 60 歳に到達する時点までの国民年金保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 8 月 10 日に払い出され、20 歳に到達する 45 年*月*日にさかのぼって資格取得したことが確認できる。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年

金保険料は、過年度納付することが可能であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格取得日を昭和47年9月26日、資格喪失日を48年10月30日とし、申立期間に係る標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月26日から48年10月30日

ねんきん特別便を見て、Aに勤務していた期間に厚生年金保険の記録が無いことに気付いた。

私は、先にAに入社していた弟に誘われ、Bを退職した直後に、当該事業所にC職として入社し、昭和48年10月下旬に弟と一緒に退職した。当該事業所では、社会保険等は完備されており厚生年金保険料が給料から控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が、申立人の姓名を記憶していることから、申立人は、Aに勤務していたと認められる。

また、申立人が記憶する同僚6名全員に厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該事業所に係るオンライン記録に基づいて抽出した14名の同僚等に対してアンケートを行ったところ12名から回答があり、申立人と同じC職であった4名全員が入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している旨を回答している。

さらに、申立人は「先に入社していた弟に誘われ、前の職場を退職した直後に当該事業所にC職として入社した。」としているところ、昭和47年

11月1日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同じC職であった同僚は、「申立人は、私より早く入社していた。」と供述している。

加えて、申立人は、「約1年間勤務した後に弟と一緒に退職し、2人で事業を行った後、同時期にそれぞれ別の会社に就職した。」と供述しており、当該供述は、申立人兄弟の兄の記憶とほぼ一致している上、申立人の弟のAにおける資格喪失日は昭和48年10月30日であること及び兄弟が同社を退職後に入社した事業所における資格取得日は、申立人が49年4月27日、弟が同年4月18日であることがオンライン記録により確認できることから、申立人の当該事業所における退職日についての供述には信ぴょう性が認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、Aに勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の入社と同時期の昭和47年9月から同年12月までの間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した従業員59名中42名の資格取得届出時の標準報酬月額が5万2,000円であることから、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年9月から48年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年9月1日
② 昭和41年8月31日から同年9月1日

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、中学卒業後、A（現在は、B）に入社し（申立期間①）、41年8月31日に同社を退職（申立期間②）するまで継続して勤務していた。また、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②において6か月の厚生年金保険の未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から、申立人が、申立期間①及び②当時、Aに勤務していたものと認められる。

また、申立期間②については、事業主は「申立期間②当時の関係書類を保存しておらず、申立人の退職日を確認することができないが、申立人が当社を月末日の前日に退職する特別な事情が無い以上、月末日に退職することが一般的であったことからみて、申立人についても、昭和41年8月31日まで勤務していた可能性が高い。また、申立期間②当時から現在まで、

私が知り得る限りにおいては、月末日の前日に退職した従業員は一人もいなかった。」旨回答しており、事実、Aに係るオンライン記録により、申立人以外に月末日に資格を喪失している者は確認できない。

さらに、同僚は、「申立期間②当時、申立人は、当該事業所を月末日の前日に退職するような事情は無かったと思う。」と供述している。

加えて、事業主は、「申立期間②当時も現在も、給与の締め日は月末、給与の支払日は翌月 10 日であり、当月に支払う給与から当月分の社会保険料を控除している。」と回答していることから判断すると、申立人についても、昭和 41 年 8 月 10 日に支払われた給与から同年 8 月の厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 41 年 8 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A における昭和 41 年 7 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 8 月 31 日と記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、事業主は「申立期間①当時、従業員を採用した場合、仕事が長続きするか否かを判断した上で、厚生年金保険の加入手続を行っていたと思う。」と回答している。

また、申立人の同僚は、「申立期間①当時、当該事業所には試用期間があり、入社した数か月間は厚生年金保険に加入できない取扱いがあった。」としており、「当時、当該事業所に入社した従業員は、入社と同時に社会保険の加入手続が行われないことを暗黙のうちに了解していたと思う。私も、入社した 2 か月後に厚生年金保険の加入手続が行われている。」と供述していることから、申立期間①当時、事業主は従業員ごとに厚生年金保険に加入させる時期を判断していた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日

私は、平成 10 年 3 月に A に入社し、最初の給料（平成 10 年 3 月支給分）が契約金額より少なかったため、その旨を事業主に申し出た。その結果、事業主からボーナスで調整するとの回答を得ていたが、ボーナスの支給は無かったため、社会保険事務所（当時）の資格取得時の標準報酬月額も当然、入社当初の契約金額で決着したものと思っていたところ、標準報酬月額が低いままとなっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社時に事業主との間で報酬額は 80 万円との契約条件であったことから、社会保険事務所に記録されている A に係る申立期間の標準報酬月額が低い旨申し立てている。

しかし、当該事業所は、平成 10 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった上、11 年 7 月 29 日に破産宣告を受けていることなどから、賃金台帳等の関係資料が保存されておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、随時改定は、昇降給等で固定的賃金に変動があり、変動月以後継続した 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の等級との間に 2 等級以上の差が生じた場合、固定的賃金に変動があった月から 4 か月目に改定を行うこととされているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 10 年 3 月 1 日の資格取得時は 50 万円、同年 7 月 1 日の随時改定により 79 万円と記録されていることから、申立人の同年 4 月から同年 6 月までの平均報酬月額は、77

万円以上 81 万円未満であったものと推定され、事業主は、申立人から平成 10 年 3 月分の報酬額が契約条件より少ない旨の申出を受け、同年 4 月分給与から契約どおりの報酬額を支給したことにより、同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額が随時改定に該当することになったことから、社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額変更届を行ったものと考えられる。

一方、社会保険事務所は、当該変更届を確認の上、標準報酬月額の改定を決定し、当該事業主に対して標準報酬月額改定通知書を交付するとともに、オンラインへの入力処理を行っており、事業主及び社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。